

パブリックコメントを 募集しています

パブリックコメントとは、市などの公的な機関が重要な政策を策定しようとするときに、広く市民などのみなさんに意見・情報・改善案などを募集する手続きのことです。

現在、市では2つの案件についてパブリックコメントを募集していますので、ぜひご意見をお寄せください。

パブコメQ&A

- Q1** どんな人がパブリックコメントを提出できるの？
A 次のかたが提出できます。
 ① 市内に在住または在勤、在学しているかた
 ② 市内に事務所または事業所を有するかた
 ③ 市に納税義務を有するかた
 ④ パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた
- Q2** 条例案などの資料はどこで公表しているの？
A 担当課の窓口のほか、各連絡所や市ホームページ
 (☎ <http://www.city.tobanmie.jp>) で閲覧できます。
- Q3** 意見などの提出方法について教えてください
A 住所・氏名・電話番号を記入の上、市が指定する場所へ次の方法で提出してください。
 ① 直接持参 ② 郵送
 ③ ファクス ④ 電子メール
 ※電話など、口頭でのご意見はお受けできません。
 ※いただいたご意見とそれに対する市の考えかたなどについては、後日市ホームページなどで公表します。
 なお、ご意見をいただいたかたへの個別の回答は行いません。

パブコメその1

空き家等適正管理に関する条例案

市では、安心安全なまちづくりのため、空き家などの管理義務者の責務を明確にし、適正な管理を促し、市民等の良好な生活環境の保全を目的とした条例の制定を進めます。

■ 募集期限 2月12日(火)必着

■ 提出先 建設課管理係

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

FAX 25 524 1

mailto:kensetuka@city.tobanmie.jp

※電子メールで提出していただく場合はタイトルを「パブリックコメント1について」としてください。

■ 問い合わせ 建設課管理係 ☎ 25 117 1

パブコメその2

鳥羽市都市公園条例改正案

市では、公園の整備基準の制定、利用のための適性な維持管理と利用者により一層の安全安心に資することを目的とした条例の改正を進めています。

■ 募集期限 2月12日(火)必着

■ 提出先 建設課まちづくり整備室

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

FAX 25 524 1

mailto:machi@city.tobanmie.jp

※電子メールで提出していただく場合はタイトルを「パブリックコメント2について」としてください。

■ 問い合わせ 建設課まちづくり整備室 ☎ 25 117 5